

インドネシアにおける土地問題

深 澤 八 郎

一、は し が き

今次大戦後東南アジアの熱帯植民地は何れも政治的獨立を與えられ、それによつて一應自主的な政策を行う可能性を獲得した。そうして各國が政策大綱の中に掲げている重要な共通綱目は土地制度の改革である。このことは東南アジア諸國の經濟において農業の重要性が壓倒的に大きいという事實から常識的にも首肯し得よう。しかし、一步立入つて各國の土地改革の性格或いは意義をいかに理解すべきかという點に及ぶとき、必ずしも我々の常識を以つては律し得ない。東南アジア諸國の土地改革の様相は各國々によつて相異することは勿論であるが、ここにはその一つの型としてインドネシアの場合を採り上げ、そこにおける土地問題の検討を介して、土地改革の方向或いはその社會經濟的意義を明らかにして見たい。

東南アジア諸國が最近まで歐米諸國の「熱帯植民地」であつたということによつて、各國の土地問題は、一方には所謂「栽植農園」^{プランテーション}の土地獲得に關し、他方には土着民農業用地確保に關する問題であつた。そうして土地保有乃至經

營問題は資本主義的大農經營的大土地保有（栽植農園）と非資本主義的小零細土地所有（土着民農業）をめぐる諸問題であつたし、又現在そうであると言ひ得よう。

本稿においては、かかる土地問題の展開過程をインドネシア特にジャワにおける十九世紀中葉以降について、若干の統計的資料に據つて土着民農業における土地問題の特質を人口と耕地の關係を中心にして、過剰人口に對する適應的發展過程として跡づけ、それによつて土地改革の前提條件をなす土着民土地諸關係の實態を明らかにすると同時に土地改革の方向を考えて見よう。（栽植農園の土地問題については本稿では殆んど觸れない。この點は他の機會に考えて見るとする。）

二、人口と農業人口と耕地

ジャワの如く人口密度が大であり、而も人口の大部分が農業に關係している地域にあつては、人口——殊に農業人口——と耕地との相對關係を見ておくことは、その土地問題の所在を把える端緒であることは勿論であるが、同時に國民經濟における中心的問題に觸れることでもある。従つて本稿ではこの關係の史的過程とその特徴を中心として、土地問題の展開を見て行くこととする。

1 十九世紀中葉以降の人口増加

ジャワの人口は十八世紀末には大體三百萬人前後に達したと見られるが、この時期までは凶作、傳染病、治安の不安定等のために事實上は停滯狀態にあつたようである。⁽¹⁾十九世紀中葉以降の人口統計によつてジャワ土着民人口の推

移を見れば第一表の如くである。⁽²⁾

土着民人口の急激な増加を見たのは十九世紀中特に後半の五十年間であるが、増加の趨勢は稍々衰えながらも尙繼

第1表 土着民人口の増加
(ジャワ・マヅラ)^(註3)

年次	人口實數 (單位=人)	人口密度 (1平方 軒当り)	人 増 加 率 年 比 %
1815年	4,499,250	34.0	—
1845	9,374,477	70.9	2.48
1860	12,514,262	94.7	1.94
1870	16,233,100	122.8	2.64
1880	19,540,813	147.8	1.87
1885	21,190,626	160.3	1.63
1890	23,609,312	178.6	2.19
1895	25,370,545	192.0	1.45
1900	28,386,121	214.8	2.27
1905	29,978,558	226.8	1.10
1920	34,428,711	260.5	0.93
1930	40,891,093	309.4	1.79
1940 ^(註4)	47,456,000	359.0	1.50

續していると見てよいであろう。十九世紀後半の顯著な人口増加の傾向は、所謂「自由主義政策」下における栽植農園^{プランテーション}の擴張と時期を同じくしている。それは又オランダ統治の浸透、治安の確立と併行する。

二十世紀初頭の増加率低下は傳染病の流行に一部の原因を求めることが出来ようが、⁽⁵⁾經濟的には、十九世紀末から今世紀初頭にかけて土着民の貧窮化にあるのではなからうか。このことは後述「土着民一人當り耕地面積」にも表われていると考えられる。

このような急激な人口増加の現象は西歐或いは日本にも見られたが、ジャワ(或いは東南アジア諸國)の場合との差違は、かかる増では壓倒的に農業人口(殆んど土着民農業)に押し込められたという點であろう。⁽⁶⁾(農民が農業に止まらしめられたのみでなく、場合によつては手工業者、商人までも農業に押しやられた。)従つて、土着民人口の増加率高くその殆んど全部が農業人口に停滯していることは、ジャワのみでなく東南アジア諸國を通じての特徵的現象である。⁽⁷⁾

更にジャワについては、土着民人口密度の異常に高いことが注意されねばならない。一平方杆三六〇人に達する國は工業國においてさえ極めて少ない。まして農業人口が殆んど全てを占める如き地域において、かかる密度に達している例は僅かに中國の一部、ガンジス流域、ナイル流域のみである。⁽⁸⁾

このような急激に増加する土着民人口の給養對策は何であつたか。それは先ず第一に開墾による耕地擴張、次いで畑の水田轉換による土地利用の集約化（商品作物栽培）、灌漑施設の増強、品種改良耕作方法の改良による耕地單位面積當り生産の増加、それらと併行しての栽植農園における就勞機會の増加、移民であつた。

オランダのジャワ人口給養對策の特徴は、それらが徹頭徹尾農業政策であり、しかもその農業政策は少くも十九世紀後半においては栽植農園の發展（そのための土着民勞働及び土地の確保）を主とする土地政策（土着民農民に對してはそれは土着民的土地權の確認保護）であつて、灌漑、農業集約化、技術改良等に手を染め特に土着民農業に對して積極的態度を示したのは、漸く二十世紀初頭に土着民福祉の減退が問題となつた時期に始まる。

かかる政策に對應して、ジャワにおける急激な人口増加に對する土着民農業の適應過程は先ず耕地の外延的擴張に始まり、次いで灌漑、技術改良等による農業集約化の過程を採つたと言ひ得よう。そしてこのような農業に局限せられた適應過程を以つてしては、ジャワの人口問題は既にその限界に達し、一九三〇年代に至つてはじめて、從來殆んど問題とされなかつたジャワの工業化を考慮せざるを得ない事態に立ちいたつたと見られる。

このような適應の仕方の展開過程において、土着民農業社會における土地問題は如何なる様相を示すであろうか。右に述べた諸點を實證すべく、次に若干の統計資料を中心に、土地問題の所在を探ねて見よう。

2 土着民耕地の増加

前述のような人口の急激な増加に對して、資本稀少且つ農業技術幼稚な土着民農業社會が採り得る殆んど唯一の適應手段は、豊富な勞働力による開墾——耕地の外延的擴張であつた。

土着民農業に關して灌漑施設を積極的に植民地政府が採り上げたのは一八八五年以降であり、その成果の顯著に見られたのは今世紀初頭以後である事實、更に土着民農業技術或いは農民經濟の改善に着手したのも亦今世紀に入つてからであることを考へ合わせるならば、十九世紀後半における土着民農業政策——従つて又人口對策——は、正に「自由放任」無干渉政策にほかならなかつた。このような政策下に土着民農業の人口増加に對する適應手段としては耕地の外延的擴張以外には殆んど可能性がない。

このことを頭において、耕地の増加と人口との關係の展開傾向を示す第2表を檢討してゆこう。

耕地の増加傾向を辿るとき、一八四五年から一八七五年（或いは一八八〇年）の三〇年間に略々倍加し、更に一八八〇年——一九〇五年の二五年間に四四%の増加が見られる。これに對して土着民人口は夫々一〇〇%及び五三%の増加を示していることから、この六〇年間においては、土着民人口⁽⁹⁾と耕地の關係は略々均衡を保つて展開したと一應見ることが出来る。そのことは言い換えれば、土着民農業は在來のままの姿において唯單にジャワ全土に擴散されたということ、更にデツサ (deesa) と通常言われている村落⁽¹⁰⁾共同體的村落を以つてするジャワ全土の被覆過程に他ならなかつたとも言ひ得るであらう。

この様な適應過程——人口増加に對する——が可能であつたということによつて、ジャワ土着民社會經濟構造の基底をなす

第2表 土 着 民 耕 地 の 増 加

(單位=バウ=0.7091 ヘクタール)

インドネシアにおける土地問題

年 次	水 田	畑	全 耕 地	土 着 民 人 口 一 人 當		
				耕地面積	水田面積	畑 面 積
(單位:バウ)						
1845	—	—	1,337,922	0.14		
1860	1,707,741	—	1,966,484	0.16	0.14	—
1870	2,064,154	—	2,427,481	0.15	0.13	—
1875	2,092,152	(500,000)	2,399,770	0.13	0.12	—
1880	2,369,979	—	2,853,060	0.15	0.12	—
1885	2,659,691	(751,886)	3,450,439	0.16	0.13	0.04
1890	2,883,192	—	3,563,761	0.15	0.12	—
1895	2,820,778	888,215	3,708,993	0.15	0.11	0.04
1900	2,917,602	1,124,133	4,041,735	0.14	0.10	0.04
1905	2,931,794	1,180,081	4,111,875	0.14	0.10	0.04
1915	3,400,621	2,340,885	5,741,506	0.17	0.10	0.07
(單位:ヘクタール)						
1920	3,120,751	3,730,513	6,851,264	0.20 (0.29)	0.09 (0.127)	0.11 (0.155)
1925	3,200,341	3,955,158	7,155,499	0.20 (0.29)	0.09 (0.127)	0.11 (0.155)
1930	3,274,439	4,371,817	7,646,256	0.189 (0.26)	0.081 (0.11)	0.108 (0.152)
1935	3,311,278	4,441,927	7,753,205	0.178 (0.25)	0.076 (0.10)	0.102 (0.143)
1940	3,384,330	4,543,688	7,928,018	0.168 (0.24)	0.072 (0.10)	0.096 (0.135)

- (註) 1) 1920 年以前の「耕地面積」は作付面積(1860—1890年)又は耕地面積(1895—1915年)であるが、非常に低く見積られていることに注意せねばならない。(本文参照)。尚、單位は 1920 年以降はヘクタール。土着民人口一人當り耕地面積は 1915 年までの數字は前出ジャワ・マヅラ土着民人口總數を以て各年の耕地面積を除した結果であるから三つの理由によつて非常に低い結果となつてゐる。(1. 耕地面積そのものが非常に低く見積られてゐること。2. 1885 年までの耕地面積は、バタビヤ、バヤテンゾルフ、土侯領、マヅラを含まない。1890—1915年のそれは土侯領私領地を含まない。3. 土着民人口はジャワ・マヅラ全體を含む。)
- 2) 本表は 1920 年以降に付ては略々正確と見てよいが、それ以前については大體の傾向を知り得るが、細かな點については相當の異同があると見なければならぬ。本表の作成は主として次の資料に據る。
 “Onderzoek naar de mindere welvaart der Inlandsche bevolking op Java en madoera” Va, 1908, p. 42—44, 53—54,
 “Jaarcijfers voor het koninkrijk der Nederlanden, Koloniën”
 1915, p. 76. “Indisch Verslag” 1941, 1928.
- 3) カッコ内は 1920 年以降の一人當り耕地面積を單位バウで示す。

「デッサ」諸制度の維持存続が可能にされたと考えるならば、かかる村落共同體的な土着民經濟の所謂「停滯」現象も同じくそれによつて説明さるべく、史的過程の一つの階程として見らるべきであり、「停滯的」現象を示しながらも「永久的停滯」ではなくして自らの發展のテンポと方向を持つと見るべきであらう。

然しこの六〇年間の耕地擴張過程には若干の特徴が見られる。先に見たように、大體一八八〇年前後を劃期としてその後の耕地擴張の傾向はそれ以前に比べて著しく低下していること。⁽¹²⁾更に、水田に重點がおかれその擴張傾向と人口増加の趨勢との間に分離が生じたことによつて、一八八〇年以後土着民一人當り耕地面積の低下傾向が見られること。これに對して畑の擴張はこの期間を通じて人口増加傾向と相即して進行したと見られるが、それにも拘わらず、一人當り面積においても明らかに見られる如く土着民農業における重要性は水田に比して著しく低いことである。

一人當水田面積〇・一三乃至〇・一〇バウに對して、畑面積は僅に〇・〇四バウにすぎない。更に一人當水田面積の低下傾向にも拘らず畑面積は依然として上昇傾向を示さない。

耕地擴張過程に見るこれらの特徴に關しては、大體次のように理解し得るであらう。

一八五五年から一八八五年間に土着民耕地は倍加したが、殊に増加の著しかつたのは一八七五—八五年間であつた。これは土着民人口の急激な増加に起因することは勿論であるが、一八七〇年以來の土着民土地權保護政策による土着民個人占有權の強化、及び一八七四年の「開墾條例」(Outginingordomatie 1874)による新墾地の個人占有權の認可によつて一層拍車を加えられたであらう。⁽¹³⁾この間の耕地増加は、人口増加とは時期的に稍々ズレを示しながらも均衡を保つて展開している。更に水田と畑との比率は全期間に亘つての數字がないから精確には把握難いが、一八八五年以前については土着民經濟における水稻作に依存する自給的農業の壓倒的重要性から考えて水田開發に主力

が注がれ、畑の開発は餘り顧みられなかつたと見てよい。このことは、一八八五年ないし一九〇五年の間においても畑の開発が人口増加に略々對應する程度にしか行われなかつた——従つて一人當り耕地面積は漸次低下傾向を示した——ことに就いても同様に考え得るであらう。即ち、土着民は先ず食糧作物としての稲作に關心をもち、そのために事情の許す限り水田開發に主力を注ぎ、水田造成が不可能な場合に初めて畑の開発に着手すると考えられる。この見方から先の水田及び畑の展開過程を見ると、一八八五年前後まではジャワは土着民農業技術を以つても水田になし得る未耕地が多く存在し、従つて耕地擴張は第一に水田の擴張に指向し急激に水田を増加させたと考え得る。然し、土着民農業技術の可能な水田開發適地は一八八五年前後までに一應限界に達し、その後一九〇五年に至る二〇年間に水田の増加傾向は著しく低下し、畑の開発は水田の低下傾向を補うほど積極的には展開されず、その結果として、耕地の一人當り面積の低下を示した。土着民農業技術を以つて容易になしうる水田開發の可能な限界に一應達したと見ることは、一八八五年に初めて政府の「灌漑隊」(“Irrigation Brigade”)が設けられ、公共事業として灌漑が採り上げられた事實によつても裏付けられよう。⁽¹⁴⁾

畑の増加傾向が顯著に見られるのは——水田増加傾向の恢復を遙かに凌駕して——一九一〇年以後であるのに對して、この期間の消極的とも見える増加傾向は、さきに述べたような土着民經濟における水田農業Ⅱ自給食糧生産を壓倒的に重要視する村落共同體的經濟の性格によつて理解されなければならないが、同時に又、このような性格を打破する方向に作用する商品作物生産(それはジャワ土着民經濟においては畑作物として導入された)が殆んど言うに足りない状態に止まつた事實をも考慮すべきであらう。更に一八八五年ないし一九〇五年間の、耕地増加傾向と人口増加の間に見られる背離——即ち一人當耕地面積の低下——は、土着民が在來技術による水田耕作に依然として執着し

ていたと考えられる限り、土著民福祉の低下はさけ得なかつたであろう。一八八五年より一九〇五年の二〇年間に於ける人口増加傾向の鈍化、それに對してさへ並行し得なかつた耕地増加傾向は、ジャワの如くに土著民農業の壓倒的な場合には福祉低下を結果することは當然であろう。然し、この期間における耕地増加傾向の低下現象に關しては、當時の栽植農園の著しい發展に伴つて農園勞働力として土著民が吸収された事實、耕地統計の不確實性という二つの福祉低下否定的事實を擧げ得る。農園勞働力としての土著民吸収の事實は當時ジャワの未開發地域であつたブリアンゲル、ケデイリ、パスルアン、ブスキ等の各地において相當顯著に見られ、又、外領（ジャワ・マズラ以外の舊蘭領東印度地域を「外領」と稱する）殊にスマトラにおける栽植農園の發展に附隨的に見出されることではあるが、これによつて増加する人口の相當部分が吸収され得たとは考え得ない。⁽¹⁸⁾更に、耕地統計の不確實性に關しては、既に第2表に一應註記したように明確な比較を困難とする事情以外に、尙注意せねばならないこととして、一九〇七年以前の耕地統計は實狀より遙かに低く見積られてゐる點である。ストツペラールに據れば、⁽¹⁹⁾一八八五年乃至一九〇七年の耕地統計はジャワ全土の場合水田は二〇%、畑については一〇〇%の増加を見込んで考慮せねばならないとさえ言われる。従つて土著民一人當り耕地面積は表に見られるよりは實際には幾分か大きくなるであろうことは充分認めねばならない。そうすると一九〇七年以前の耕地面積は統計の種々の不精確性によつて、實際は表に見る數字よりも全般的に大きなものであり、従つて一人當り耕地面積も大きくなるが、全般的に見る場合の耕地増加傾向はやはり大差がなかつたと考へてよいであらう。

一人當り耕地面積において、かりに畑が二倍、水田二〇%増を見込んで尙土著民一家族四人すると農家一戸當耕地は水田〇・七二バウ、畑〇・三二バウ、合計一・〇四バウとなる。水田と畑を合せて一バウという面積は、土著民の在來農業技術を以つ

ては一家族を扶養すべく不足なことは明らかである。(20)

従つて實際には耕地が相當大きかつたということを考慮しても、尙土着民福祉の低下傾向を否定することは出来ないのであろう。一八八五年頃までは土着民農業による自給的封鎖的經濟の可能性を一應推察し得るけれども、それ以後二〇年間に於いては、右の耕地統計は土着民福祉の低下、自給的農業の漸次的崩壊過程の進行を端的に暗示していると考えられよう。

このような土着民福祉の低下傾向が、十九世紀末の二〇年及び二十世紀初頭にかけて著しかつたことは、一九〇四年に勅令に基づいて「土着民福祉減退に關する調査」(22)が大規模に行われた事實のみを以つても容易に推察出來よう。

この間における土着民の貧窮化傾向を示す一指標として土着民の必需品である米及び綿製品の輸入額を採るならばそれらと人口及び耕地の増加傾向との背離、即ち一人當消費の停滯或いは低下現象を明らかに見出し得る。(23)ここに見られる米及び綿製品輸入の推移は、土着民福祉の端的な指標としてその時期を示すと同時に、栽植農園の發展過程と土着民福祉との相關關係を暗示するものであろう。その關係とはフアーニバルに従うならば、(24)一八七〇年より一八八五年間には栽植農園の急速な發展に附隨して土着民福祉も向上し米及び綿製品の消費が増大したが、「土着農民はその利益を維持し得る状態にはなく、一八八五年の恐慌以前においてさへも彼等の地位を辛うじて保ち得たにすぎなかつた」のであり、「栽植農園が恐慌からの立直り、發展の過程を歩んでいた時期(一八八五—一九〇〇年間)においても土着民の地位は悪化した」ということである。このような關係は、より一般化して言うならば、ジャワ土着民の福祉は、栽植農園の發展繁榮の時期においてはその餘澤によつて多少改善されるが、栽植農園の不況期には殆んど顧みられないのみでなく、栽植農園の維持發展のための犠牲とされることによつて自らの展開を遅延させられる傾向が認められる。

められるということであろう。十九世紀末の土着民福祉低下の原因については恐慌による栽植農園の不振にのみ求めるべきではなく、他に多くの歴史特殊の原因を重視すべきであるが、右のような「傾向」が土着民経済に土着民農業と栽植農園の発展との間に認められることは、單に十九世紀後半に就いてのみ特殊的に妥當すると考へべきではなく、二十世紀初、二〇年代の栽植農園の著しい發展に追隨して土着民農業も又發展を示している事實から見ても、一應、一般的な傾向と考へてよいようである。然し、この一般的傾向を一應認め得るとしても問題となる點は、栽植農園の發展のテンポと土着民農業に土着民福祉のそれとが相等しいか或いはズレを生ずるかということにあらう。

この間に夫々の經濟のメカニズムの相異に基いて内生的にテンポの相異、時期的ズレが存在するか、或いは又所謂殖民政策に依つて人為的にそれらが經濟外的に生ぜしめられるか否かということによつて、兩者の發展が規定され、所謂「複合社會」的經濟構造の展開を見るであらう。⁽²⁶⁾

十九世紀後半から今世紀初頭に亘る間の土着民耕地の増加傾向を人口増加と關連して考えた場合、大體右のような展開の特徴を見出し得るが、この過程は次のように要約出來よう。

十九世紀後半における土着民經濟の發展は、急激な人口増加を動因として先ず耕地殊に水田の外延的擴張に指向した。そうして人口と耕地特に水田の擴張は一八八五年頃までは均衡を保つて展開し得たが、その後二〇年間は人口耕地共に増加率を低下し、耕地特に水田のそれは人口増加に及ばなかつた。この間、土着民農業技術、經營方式における進歩は殆んど見られなかつた。その結果として、一八八五年以前においてさへ辛うじて生計維持を可能にする程度の小規模な土着民農業經營は漸次零細化傾向を辿り、水田稻作を中心とする「村落經濟」的土着民農業を以つては増

大する人口の扶養は益々困難になりつつあつた。

然し土着民農業以外に求め得る生計手段は栽植農園の季節的労働と土地賃貸にすぎず、商品作物栽培、二毛作の如き土地利用集約化は土着民技術と「村落經濟」的諸制度の下では不可能であつた。季節的労働や土地賃貸さえも、栽植農園の顯著な發展を示した一八七〇年より一八八五年間においては一應餘恵を與え得たが、一八八五年の砂塵恐慌による不況、それに續く合理化恢復の過程においては、勞賃、借地料の切下のために土着民經濟にとつてはその意義を低下した。

かくて、この時期における土着民經濟の發展は所謂「オランダ的平和」「pax Neerlandica」によつてもたらされた土着民人口の急激な増加を根本的動因とし、それに歩調を合わせ、又栽植農園の發展に幸いされて展開したが、その方向は水田稻作を中心とする在來農業技術と「村落經濟」的社會經濟機構の單なる外延的擴散にすぎなかつた。そしてかかる外延的擴散を可能ならしめたものは當時におけるジャワの豊富な未耕地の存在であつたが、同時にこの過程を圓滑に進行せしめた要因として、オランダ政府の土着民的土地權の保護政策及び土着民社會經濟機構の維持政策⁽²⁷⁾があつたことを忘れてはならないだろう。

このような土着民經濟の發展方向は、所謂「自由主義」政策下に土着民社會自體にその發展が委せられ、而も土着民保護政策によつて一應資本主義的發展の直接的影響から遮斷された土着民經濟が、最初に採り得る最も容易な唯一の方向であつたと考えられる。

かかる發展方向においては、在來の土着民社會經濟機構を變革せしめる要因は殆んど無い。唯、人口と耕地との相對的關係に端的に見られる一八八五年以降の土着民福祉低下傾向を採つた時期において、土地所有をめぐる農民の階

層分化の進行が考えられる。然し大土地所有の發生を殆んど見ていなかった村落共同體的土着民社會の一般的な窮乏化の進行過程において、而も非土着民への土着民の「土地譲渡禁止規定」(一八七五年法令公報一七九號)の效果は土地所有の移轉を貧困なる土着民社會内部に局限することによつて、階層分化の進行は遅々たらざるを得ず、土着民の農業からの分離も阻げられざるを得なかつたであらう。

かくてこの半世紀間における土着民經濟の發展は、既に述べた如く、村落共同體的なデツサを以つてするジャワ全土の被覆過程であつたと言ふことが出來よう。然しこのような發展過程或いは方向を以つては急激な人口増加に對して容易に限界に達し、まさに「收益の増加分は人口の増加によつてそれだけ吸収され盡す」こととなるのみでなく、更に元金にまで喰込み、結局土着民福祉の低下傾向を示さざるを得なかつたであらう。(土地所有の分化については後に述べる。)

二十世紀初頭までの土着民經濟の發展に見る特質は大體右の如くであるが、その後の時期に關しては如何なる展開が見られたであらうか。

視點を先ず人口と耕地の關係におこう。前の二つの表に見る如く、人口増加率は一九〇〇年以後僅かづつ低下傾向を示しながらも尙相當高率を保っているのに對して、耕地のそれは一九二〇年まで再び著しい上昇を示したが、その後は急速に低下し、三〇年代に至ると尙微々たる状態に低下している(註12を併せ参照)。その結果、土着民一人當り耕地面積は一九二〇年までは僅かに増加を示したが、その後は再び漸次低下傾向を辿つていくことが明らかに見られる。

水田及び畑別に一人當面積について見れば、畑面積は著しい増加によつて一九〇五年ないし一九一五年間に耕地面積における水田との量的比率を代えたのみでなく、一人當面積の絶對的增加をさへ示しているのに對して、水田は前期における人口との關係と略々等しい關係を保つてゐるにすぎない。然し、前にも述べたように一九〇七年以前の耕地統計の不確實なことを考えるならば、水田に關しては、今世紀初の二〇年間の相當著しい増加にも拘らず、人口との相對關係は僅かに一九〇〇年頃のそれに等しい程度を一時的に保ち得たにすぎず、一九二五年以降は再び一人當面積の低下を見てゐる。畑については人口との相對關係は一九一五ないし二〇年間に顯著な増加を見、それによつて一九〇〇年頃の「實際の狀態」に比しても略々倍近い一人當面積に達し、その後の増加傾向も水田よりは大きく、一九三〇年頃までは人口増加率に略々追隨し得てゐる。

農業技術、經營方式、土著民人口中の農業人口比率に變化がない限り、これらの事實は土著民農業經濟Ⅱ土著民經濟的發展におけるテンポと方向がいかなるものであつたかを容易に想像させ得るであらう。即ち、土著民農業における生産力に變化なき限り、人口の増加は土著民生活水準の低下を不可避ならしめたであらう。⁽³⁰⁾

前期の五〇年間において、土著民經濟的發展を特質づけたものは水田稻作を中心とする在來農業技術と「村落經濟」的社會經濟機構の單なる外延的擴散であつた。更に「オランダ的平和」に隨伴した急激な土著民人口の増加が、かかる傳統的社會經濟體制の外延的擴散の速度と限界——生産力——を超えて進行したところに土著民生活水準Ⅱ福祉の低下を結果し、そこにジャワ人口の過剰問題が脚光を浴びる理由があつた。

それでは今世紀初頭以降の土著民經濟特に農業における生産力の展開は如何であつたか。前期から引繼がれた人口問題は如何なる解決の方途を見出し、從つて土著民經濟の發展は如何に進められたであらうか。二十世紀以降におけ

る土着民經濟の發展も亦、先ず第一に耕地の外延的擴張によつて特質づけられねばならなかつた。

十九世紀末の土着民福祉の低下に對する救済策として、政府が先ず採り上げたものは灌漑施設の整備擴充であつた。これによつて十九世紀末から土着民灌漑の改良と共に大規模な西歐式灌漑工事が企てられ、特に一九一〇年代に著しい成果をあげた。⁽³¹⁾一九〇五ないし二〇年間の水田の急激な増加は、この灌漑事業によつて新たな水田造成および畑の水田轉換の可能性がひらかれたことに主要原因の一を求め得る。

畑の増加も水田同様一九二〇年までに特に顯著であるが、その増加率は前に述べた所謂隠し畑の「發見」による増加の大なることを考慮しても尙、水田増加率を遙かに超えている。この事實は、一九一〇年前後からの土着民商品作物栽培の擡頭と主食としての米に代替する玉蜀黍の栽培増加に原因するであろう(何れも畑作物)。耕地増加の顯著に現われた一九〇五―二〇年間は又、今世紀初頭の植民地産物の價格上昇、それに伴つた栽植企業の未曾有の發展期であることを忘れてはならない。⁽³²⁾

この約二〇年間に於ける土着民農業と土着民經濟の發展は、政府の灌漑施設の整備擴充とヨーロッパ人企業の發展に伴う土着民の「儉しい分け前」とによつて耕地の外延的擴張を可能とされ、人口増加と歩調を合わせ得た。そうしてその發展の方向は前期同様土着民在來技術による水田稻作、自給食糧確保に執着しながらも、次第に商品作物栽培の可能性を與えられると同時に、その栽培を餘儀なくされた現金需要の増大と水田不足)。

一九二〇年以後においては水田、畑共に増加傾向が鈍つてゐるが、特に水田においてより早くから現われている(前註⁽³⁴⁾及び耕地増加表参照)。然し、政府灌漑事業は一九一〇年頃以來一九三〇年に至る間相當強力に進められている事實を考へる時、このような水田増加の鈍化は次の如く判斷し得るであらう。政府灌漑事業の効果は一九二〇年まで

は土着民技術の限界を超える灌漑工事遂行により、新水田造成及び畑の水田轉換を可能ならしめたことによつて、著しい水田の外延的擴張となつて現われた。この時期の灌漑事業はそれまで殆んど土着民技術に委ねられ、大規模な灌漑施設を以つてすれば比較的容易に効果を上げ得た地域すら放置されていたということによつてその成果が顯著に現われたであろうが、その後は、比較的困難で効果の上り難い地域或いは土地利用の集約化を可能ならしめるような灌漑工事への移行によつて、水田の外延的擴張という効果を減じたと考え得る。更に一九二〇年頃には土着民技術を以つては勿論であるが、大規模な科學的灌漑工事によつても容易に水田造成可能な土地は、大體開拓せられ終つたと見てよいであらう。

かくて、一九二〇年以後における耕地の外延的擴張は水田に先ずその鈍化傾向を示し、開發の可能性は畑においてより大なること——商品作物栽培の増大と共に——によつて畑の擴張に指向せざるを得なかつた。

然し、畑の擴張さえも一九三〇年以後は水田のそれとさしたる差異を示さない程に——絕對數、増加率共に——低下した。これは、増大する人口給養對策としての耕地の外延的擴張が、殆んど限界にまで達したことを示す以外の何物でもないであらう。現在ジャワ土着民耕地面積はジャワ全土の六〇%に達し、栽植農園面積を加えれば耕地總面積の全土に對する比率は實に六七%に上つてゐる。⁽³⁵⁾一九三七年政府の調査に依ればジャワにおいて耕地化可能な未耕地は僅か三〇萬ヘクタールにすぎず、これはジャワ人口の年増加五〇萬人とすればその五分の二しか給養し得ないと言われる。⁽³⁶⁾更に森林面積として全土の三〇%を保持せねばならないにも拘わらず、現在のそれは二三%にすぎない。⁽³⁷⁾水田の所謂「棚田」現象も著しく、最高一二〇〇米（殆んど稻作限界高度）にまで達している。これらの事實から、現在のジャワは殆んど耕地化の絕對的限界に達していると見て差支えないであらう。

今世紀初頭以降、土着民經濟の人口増加に對する適應的展開は、右に見たように單に耕地の外延的擴張のみを以つて終始した如く特質づけられてよいであらうか。

十九世紀以降の土着民經濟の展開過程、——人口増加に收益増加分が吸収され盡す如き靜態的展開においては所謂「經濟の發展招來的な要因」を土着民社會經濟機構そのものの内に期待することは出来ない。「發展招來的な要因」はここでは常に外部に依存しなければならない——それが栽植農園企業に因ると或いは又植民地政府の諸政策特に直接的には對土着民福祉政策の何れに依るにせよ。かかる外來的「發展要因」として土着民經濟特に農業に何が與えられたであらうか。ここには直接的な土着民農業政策を採つて見よう。灌漑施設の改善擴充とその効果は既に見たように耕地の外延的擴張に顯著に實を結んだのみならず、耕地利用の集約化、水田に於ける稻二毛作、東季節風期作付の増加⁽³⁵⁾を部分的ではあるが可能にした。灌漑事業以外に採り上げられた政策としては土着民金融機關の設置（一九〇五年、村落銀行“desa bank”、米穀銀行“desa-loembeng”、庶民銀行“aifeelings of folks-credit bank”、官營質屋“pandhu”）、土着民農業技術及び經濟の改善に關する試験研究機關、農業教育（農學校及び農村巡回普及事業）等であるが、土着民金融以外その効果は微々たるものにすぎない。土着民金融でさえその貸付高は極めて低く、殆んど消費信用であるとさえ言い得る。⁽³⁹⁾

商品作物栽培は政府によつても大いに獎勵され、今世紀初頭に比すれば一九二〇年代においては作物は主として國內消費向けのものが作られたが、尙その他に廣範圍の作物が輸出向けとして栽培されるに至つた。然しジャワにおける商品作物栽培は、外領の土着民ゴム園の如くに土地勞働共に粗放な經營によつて行われたのではなくして、零細經營内での宅地及び耕地の寸土をも利用し、半ば失業状態にある勞働力を有効化しその生存を維持せんがために採り入

れられているという事實である。従つて、ここでの商品作物栽培は耕地利用の面においては米作その他食糧作物を犠牲とせねばならず、又生存維持のための「窮迫」賣却を餘儀なくされねばならない限り、土着民經濟發展のための有力な横杆とはなり得ない。それ故に又ジャワにおける商品作物栽培の發展のテンボは外領のそれに比べると遙かに遅く、且つ土着民農業における重要性も低からざるを得ない。⁽⁴⁰⁾更に商品作物栽培の展開方向は遊休勞働力利用による土地利用の集約化である。

次に栽植農園によつてもたらされた土着民農業への「發展招來的要因」は何であつたか。それは二十世紀初頭以來三〇年に亙る栽植農園の未曾有の發展に伴う「儉しい分け前」を擧げ得よう。その主なるものは、土着民耕地の賃借料と農園勞働に對する勞賃その他である。借地料、勞賃共に栽植農園の發展によつてその絶対額を増大したことは事實であるが、その水準はいかに決定されたであらうか。借地料は、一九一八年最低借地料規定⁽⁴¹⁾によつて、土地が土着民農業に使用された場合、水田稻作によつて土着民が上げうる收益——換言すれば土着民の在來的水田農業の生産力水準——を基礎として決定された。勞賃は村落内のそれよりは幾分高いが結局「生存賃銀」*‘Erhaltungslohn’*に近いことは、村落における過剩人口の存在事實を考え合わせるならば容易に首肯し得よう。

かくて栽植農園の發展は土着民農業のみによつては生計を立て得ない者——過剩人口の相當部分に生存の機會を與えたであらうけれども、土着民農業の生産力を高め或いは土着民生活水準を向上せしめる方向に貢獻する事大であつたとは考え難い。⁽⁴²⁾

以上に、極く概括的に今世紀初頭以降の土着民經濟の發展を素描したが、要するに土着民經濟——農業經濟の發展

過程は、前期と同様に、急速に増大する人口扶養のために土着民經濟Ⅱ農業は如何に適應して來たかという適應過程であると見ることが出来る。そうしてこの發展Ⅱ適應過程は次のように特質づけ得るであろう。人口の増大を動因とする土着民農業の發展は、政府の種々なる對土着民福祉向上政策特に大規模な灌漑事業によつて先ず水田の著しい擴張としてあらわれ、次いで商品作物栽培と米以外の食糧作物栽培のために畑の開墾が顯著に行われた。これに並行して土地利用の集約化、栽培技術の進歩、耕種方式の變化も多少見られた。その結果土着民農業の生産は擴大し作物の種類も多様になつたが、このような發展を招來した方法、換言すれば増加する人口に對する適應手段は尙、耕地の量的或いは外延的擴張に殆んど依存していた。更にかかる適應Ⅱ發展過程を側面から援助して可能ならしめた要因として、栽植農園の未曾有の發展に伴う土着民過剩労働の吸収があつたことを忘れてはならない。然しながらこの様な土着民經濟Ⅱ農業の發展Ⅱ適應過程は、現在では既にその限界に達しようとしている。(耕地化の限界に近付いている。)

以上において、十九世紀中葉以降のジャワ土着民經濟の發展は、急激に増加する人口に對する土着民在來農業の量的外延的擴張を以つてする適應過程として特質づけられた。このような發展の過程を辿つた土着民社會經濟機構は傳統的水田農業に依然として基底をおき續け、社會組織もまた舊態を依然として強力に機能し續け得るであろう。極論すれば、このような發展は、内容Ⅱ質的には十九世紀中葉と同じものが唯量において増加し或いは空間的にジャワ全土に擴散して現存している、そういう發展の一つの仕方なのだと言ひ得るであろう。こういう「發展」は勿論、時間的・歴史的に見れば、「停滞」以外の何物でもない。

このような發展過程がジャワ土着民社會經濟において現在まで可能であつた——或いは餘儀なくさせられた——と

いうところに、所謂「停滞」的發展を歴史的時代として認め得るであろう。然し將來もまた「停滞」するであろうと言うことは別の見地から考えなければならぬに思ふ。それは、經濟的理由としては土着民經濟における生産要素の組合わせ——土地に對する過剩勞働、資本の缺如——と、栽植農園企業におけるそれらの組合わせとが夫々異なり、夫々が生産、流通、所得形成の異なるプロセスをとるであろうことに因つて發展のプロセスも異なることが考えられる。⁽⁴³⁾

人口と耕地との相關關係については、粗略ではあるが以上に止めておく。右に見たような「停滞」的發展過程において、土着民土地所有關係が如何に展開し如何なる問題を持つかという點を次に簡單に見て行くこととする。

註 1 ジャワの土着民人口は一七八一年—二〇二九、九一五人(Rademacher の推定)一七九五年—三五〇萬人(Nederburgh の推定)と言われるが、十八世紀中ジャワの人口は大體三百萬人前後に停滞してゐたと見てよいであらう。(Karl J. Pelzer: Population and Land Utilization, "An Economic Survey of the Pacific Area, part I. I. P. R. 1941, p. 57.)

註 2 第一表中一八一五年の數字は "S. Rafines の人口調査" 一八五〇年のそれは Bleeker の推定による ("Volkstelling 1930" VIII, p. 9—10.)。土着民人口のみを採つた理由は後述の土着民耕地との相對關係を見るためである。

註 3 "Volkstelling 1930" VIII, p. 84—85 に據り作成。尙、ジャワ土着民人口増加についてスヘルテマの推定數字は下の如くである。

本文第一表の數字と大差はないが五年間隔の推定數を見ることができ
 20 (A. M. P. A. Scheffema: De Groei van Java's Bevolking," in "Koloniaal Studien" 1926, p. 857—859.)

註 4 Statistisch Zakboekje voor Nederlandsch-Indië 1940, Tabel 2, 8 によつて算出。

註 5 Karl J. Pelzer: ibid. p. 58.

年 次	土 著 民 口 (百 萬 人)
1850年	9.4
1855	10.7
1860	12.5
1865	14.0
1870	16.2
1875	18.1
1880	19.5
1885	21.2
1890	23.6
1895	25.4
1900	28.4
1905	30.0
1917	33.7
1920	34.4
1924	35.5

註 6 一九三〇年國勢調査によれば、ジャワ土着民人口中の僅三・八%が人口五萬以上の十二の都市に居住しているにすぎない。更にJ・H・ブーケによれば、一九三〇年當時土着民有業人口の七〇%を超える者が農業關係者である。(Statistisch Zakboskje voor Nederlandsch-Indië 1940, Tabel 19, 及び J.H. Boeke: Inleiding tot de Economie der Inheemsche Samenleving in Nederlandsch-Indië, Amsterdam, 1936, Hoofdstuk VIII.)

註 7 インド諸國の人口増加率および人口問題に關しては、Karl J. Pelzer: Population and Land Utilization, An Economic Survey of the Pacific Area, part A, 1941, エー・ン・メラーナー著『東洋の經濟的發展に關する二つの問題』(Eugene Staley: "Two Problems Related to Economic Development in the Orient," 經濟安定本部海外資料二二號 昭和二三年) 及び國際連合編(時事通信社譯)『最近のアジア經濟』昭和二五年、參照。

註 8 東南アジア諸國の人口密度を比較のために掲げておく(國際連合編『最近のアジア經濟』二三頁、年次は一九四七年推定)。

註 9 J. S. Furnivall: "Netherlands India, a study of Plural Economy" Cambridge, 1939, p. 199, 323—324, p. 304.

彼によれば「ジャワにおける灌漑」面積の増加は下表の如くである。(土侯領を除く。單位

＝千バウ)

東南アジア諸國の人口密度

地 域	人 口 密 度 (1平方料當り)
マニン那ヤ	28
ナキ支	49
ボ	84
チ	86
ヤ	18
ス	5
ビ	34
シ	66
ア	43
ラ	36
度	(382)
ン	105
本	77
	104
	204

ジャワにおける灌漑面積の増加

年 次	灌 漑 水 田	灌 漑 さ る 水 田	水 田 計	灌 漑 水 田 平 均 率
1885年	1,677	1,020	2,697	-
1900	1,776	1,141	2,917	6.6
1915	2,270	1,129	3,399	32.9
1930	3,123	1,129	4,252	56.8

註 10 土着民全人口と耕地との關係ではなく農業人口と耕地のそれを見たいのであるが、一九二〇年以前に就いては農業人口統計

計が存しない故、止むを得ず土着民人口を以て近似的計算をした。然し土着民人口と見ることは一九二〇年以前については必ずしも不當ではない。何となれば、土着民の殆んど全部と言つてよい部分が農業に従事していると考え得るから。そのことを示す若干の資料として次にマイエル・ランネフトのジャワ土着民職業分化に關する推計を掲げておこう。(年次は一九二五年頃)(Meijer Rannett: "The Economic Structure of Java" in "The Effect of Western Influence," Batavia, 1929, p. 81.)

役 人	二%
歐洲人企業に雇われる者	五%
土着民商工業者	八%
比較的富裕な農民	三%
土地所有ある農民	四七%
土着民農業に主として雇われる季節的勞働者	三五%

註11 ジャワの村落即ち所謂「デツサ」の諸制度特に土地制度(ラブレの「原始財産」に引用された割替制度)は、植民地政府の土地政策にも拘わらず遅々たる解體過程を辿り「共同占有」(Communaal bezit)下にある耕地は一八八二年四二%、一九〇七年にも尙三一%を占めた。他面に於て土地權における土着民個人占有權の展開は一九〇〇年以降に寧ろ著しい。(J. W. de Stoppelaar: "De aard van het Inlandsch Bezitrecht op Java en madoera" in "Koloniaal Tijdschrift" 1937, p. 396—402.)

耕地面積に就いては右のような數字が見られるが、村落數に就いて見る場合にはより一層村落共同體的土地所有關係への停滞を見得る。(Furnivall: *ibid*, p. 319)

全耕地が個人的占有權下にある村落	一八八二年	一九二七年
(1) 割替を行わない村落	一八・五%	三八・七%
共同占有の村落		
(2) 定期的割替村落	四五・〇%	六一・一%
(毎 年 割 替 村 落)	五三・六%	三二・二%
	(三五・七%)	(一八・〇%)

註12 土着民耕地の増加率の傾向は下表の如くである。

この表は本文の第二表から計算したものであるから、一八八五年と一八九〇年との間、一九一五年と一九二〇年との間に資料の關係から比較し得ない理由がある。従つて極く概略的な傾向を知る材料として掲げた。即ち、一八八五年と一八九〇年との間の耕地増加率(八・四%)は、實際には一層小であつたろうし、一九一五、一九二〇年の増加率もこの表に見る程大きくはなかつたであらう。

年次	水田	畑	全耕地
	%	%	%
1865年	5.5	—	11.6
1870	14.6	—	10.7
1875	1.4	—	1.2
1880	13.3	—	18.9
1885	12.2	—	21.0
1890	8.4	—	3.3
1895	2.2	—	4.1
1900	3.4	2.7	9.0
1905	0.5	4.9	1.7
1910	5.5	36.3	14.3
1915	10.0	45.5	22.1
1920	29.3	124.6	68.2
1925	2.6	6.0	4.4
1930	2.3	10.5	6.9
1935	1.1	1.6	1.4
1940	2.2	2.3	2.3

註13 所謂「強制栽培制度」の衰退に伴つて新墾地の村落耕地への編入も少くなり、個人占有権が漸次回復擡頭したと考えられるが、尙強制栽培制度の影響は強く残存し村落首長の權力濫用、村落の土地に關する「處分權」(beschikkingrecht)は強力であつた。「一八七〇年頃には、土着民耕地は人口増加に壓迫され共同占有制村落においては村民への制當耕地(“aandeelen”、西歐中世の“Hufe”と略々同じと考えられる)は益々細小化する傾向にあつた」と言われる。(D. H. Burger: De Ontsluiting van Java's Binnenland voor het Wereld Verkeer, Wageningen, 1939, p. 169, p. 170, p. 210.)

註14 J. S. Furnivall: ibid, p. 199, 但し灌漑事業が大規模に採り上げられたのは一九〇五年以後、その計畫が強力に實施され成果を擧げに至つたのは一九一〇年以後のことである。(W. A. von der meulen: "Irrigation in the Netherlands Indies" in "Bulletin of Colonial Institute of Amsterdam" vol. III, No. 3—4, 1940.)

註15 土着民による商品作物栽培の展開を示す一資料として次にジャワ・スマタに於ける「輸出農産物の中に占める土着民生産物の比率」を示そう。(Department van Economische zaken: De Landbouwexportgewassen van Nederlandsch-Indie in 1936, p. 7—8, 及び Statistisch zakboekje voor Nederlandsch-Indie 1940, Tab. 128.)

尙畑作物はジャワ人によつて「租稅作物」(taneman padjeg)と言われる事實は、畑の土着民經濟に於ける意義に關して暗示的である。(租稅の金納化は一八六六年以後。)

年次	農産物輸出 総額 (百万ギルダ)	土着民 の出額 (百万ギルダ)	%
1894年	123	7	5.7
1898	120	5	4.2
1902	136	13	9.6
1906	164	16	9.8
1910	222	35	15.8
1917	370	31	8.4
1921	581	65	11.2
1925	726	101	13.9
1929	588	104	17.7
1930	474	70	14.8
1931	290	56	19.3
1932	214	49	22.9
1933	153	38	24.8
1934	154	31	20.1
1935	133	31	23.3
1936	153	41	26.8

上表はジャワ土着民農業に於ける商品作物栽培或いは農産物商品化過程の全貌を示すものではなく、唯、それを暗示する一指標として可能な資料に止まる。この表によつて推察に難くないことは、1) 1910年以前の土着民農産物輸出——土着民農業の商品作物栽培——は、ジャワ農業生産全體に於ては勿論、土着民農業にとつても言うに足りないこと。2) 土着民農産物輸出の發展は、栽植農園の發展期に幾分遅れて追隨しているが、發展の程度は農園に及ばないこと。3) 外領に於ける土着民農産物輸出の發展速度には遠く及ばないこと(註40と比較)である。

註16

ジャワ土着民の水稲耕作における技術的進歩は殆んど見られなかつたと言ひ得る。それは一八八五年頃の調査(ソレウエイン・ヘルブケ)では一バウ當り概二六ビクル、一九二〇年には概二四・八ビクルであり、又一九二五——一九三五年間のそれも殆んど停滞している事實(W. Huender: Overzicht van den Economischen Toestand der Inheemsche Bevolking op Java en Madoera, 1921, p. 36—37, 及びグレッツナー著・救仁郷纂譯「蘭印の農業經濟」昭和十六年、一八八頁)から見て、土着民米作技術の改良は少くとも一九一〇年以前には殆んど見られなかつたと考えてよいであらう。デフエンデルによれば、一八八五——一九〇〇年間にジャワ土着民米作に關する限りその集約化は殆んど行われなかつた、のみならず後退さえしたと言われる(C. Th. van Deventer: "Overzicht van den Economischen Toestand der Inlandsche Bevolking van Java en Madoera," s-gravenhage, 1904, p. 23—24.)

一八九〇年頃以降の大規模な灌漑事業その他の施策にも拘らず、それらは在來の土着民技術による水田農業に外延的展開、村落共同體的「デッサ」を以てするジャワの被覆過程を可能ならしめる方向に主として作用した。これは灌漑施設の改善構築が、前述の如く一九一〇年以降に顯著に行われ、それによつて可能ならしめられた水田及び畑の集約的利用、商品作物栽培も同じく一九一〇年代に著しい發展を示している點から見ても首肯し得よう。(前註14及び15)

註17

一八八五年以降ジャワ内の未開發地域、ブリアンゲル、ケデイリ、マラン、バスルアン、プスキ各地方における開墾には、インドネシアに於ける土地問題

栽植農園の發展が多大の寄與をなしたと言われる。これら諸地方に新たに發展した栽植農園は、その勞働力として土着民を確保するために農園地域内に小區劃の土地を與え、そこに農園作業の傍ら土着民食糧作物を作らせて土着民移住勞働力を定着せしめた。(Meijer Ranneft: "Volksverplaatsing op Java" in "Tijdschrift B. B." 1915, p. 80—81, 及 D. H. Burger: "Ontsluiting" p. 170.)

註18 このような農園勞働力としての土着民の移住定着現象は、地方的には相當大きな意義を持ち得た——殊にジャワの未開發地域において——と見てよいであろうが、一九〇〇年當時ジャワにおける栽植農園面積は「永借地權」(erfpacht) 下の土地一一七千ヘクタール、土着民耕地借入八九千ヘクタールにすぎないこと(Fernivall: ibid, p. 312) から推して、ジャワ全土の人口増加に對して大きな意義を持つたと考えることは困難であろう。

外領における農園苦力は、ジャワ人の移住嫌惡のために、殆んど支那人移民勞働によつて充足されたことは周知の事實である。ジャワ人の外領移民は今世紀初頭以後に問題とされ始め、大規模な移住計畫の緒についたのは一九三二年以後のことである。(C. C. J. Maassen: De Javaansche Landbouwkonsantie in de Buitengewesten, Batavia, 1937.)

註19 J. W. de Stoppehaar: "De aard van het Inlandsch Bezitrecht op Java en madoera" in "Koloniaal Tijdschrift", 1937, p. 396—402. によれば「一九〇七年ジャワ・マツラ全土に「地租條例」(Landrente-ordonnantie) が施行されて以來耕地測量の正確化するに従つて、以前の土着民耕地面積は地租臺帳(Landrente-register) に記されたそれより遙に大きいことが明らかにされ又地租條例施行に際して秘密開墾耕地の發見(meerbelevinding) も非常に多かつたという事實を考慮せねばならないと言う。

註20 土着民農業にあつては水田一バウが家族扶養の限界とされていた。

註21 一八八五年以前については、第2表に註記した如く、耕地統計は作付面積によつて示されていること、ジャワ全土ではなく除外地域が一八八五年以降より多いこと、それに拘らず、ジャワ・マツラ總人口で耕地面積を除して一人當耕地面積を算出しているから、實際面積よりは一八八五年以後の數字に比しても低く示されている。このことと、一九〇七年以前の耕地面積統計の甚だ低い見積りということとを合せ考えるならば、一八八五年以前については土着民一人當耕地面積はそれ以後に比して、より有利な數字を示すべきである。水田面積に關する二〇%の修正増加と、耕地面積を除すべき人口數の少くなることを考えれば一家族當水田面積は略々〇・九乃至一・〇バウにならう。

註 22 “Onderzoek naar de mindere Welvaart der Inlandse Bevolking op Java en Madoera” (1904—1914). ジャワ・マツラ土着民の社會經濟狀態に關して政府の行つた最初の包括的調査であつて、その成果は約二〇年間に總計四八卷にまとめられた。この調査以外には土着民の社會經濟狀態について詳細且つ包括的に知り得る調査は行われていない。一九二〇年及び一九三〇年の國勢調査 “Volkstelling” もこの「福祉減退に關する調査」に比較すれば部分的なものにすぎない。(尙「福祉減退に關する調査」に關しては Furnivall: *ibid.*, p. 398—395 參照。)

註 23 J. S. Furnivall: *ibid.*, p. 207, 339. によれば、ジャワ・マツラの米及び綿製品輸入額は下表の通り。フアーニバルによれば米及び粗と綿製品の兩者の輸入を土着民福祉の指標としているが、綿製品輸入は一層適切な指標と考えられるであらう。その理由は、ジャワ土着民の棉作、紡織工業はこの表の時期には殆んど存在しないということ。この表と本文第1表人口の増加とを考慮するならば、本文に述べることを首肯し得よう。

ジャワ・マツラの民間輸入額
(單位=1,000ギルダー)

年 次	米 及 粗	綿製品
1875年	—	29,105
1880	16,447	28,519
1885	2,387	28,779
1890	4,606	25,579
1895	7,544	29,524
1900	9,445	28,937
1913	28,425	73,883
1920	—	243,505
1925	34,770	155,095

註 24 Furnivall: *ibid.*, p. 214—216.

註 25 これらの原因に就つては “G. Gonggrip: “Schets eener Economische Geschiedenis van Nederlandsch-Indie” 1936, Hoofdstuk V. (岩隈博譯「インドネシア經濟史概説」昭和十八年、一九一二—一二三頁)

註 26 このような發展のテンゴの相異或いは時期的なラツグが何に原因するかが問題であると同時に、又、かかる相異或いはラツグの存在によつて、栽植農園に代表される西歐資本主義的經濟のいわば動的發展と土着民農業の象徴する東洋的靜態的展開との二つが、同一地域——ここではジャワに代表的に見られる熱帶植民地社會——におかれるとき、この地域社會の經濟構造は一方には資本主義的合理的大經營を益々發展させ、他方には土着民の零細農業經營を一層零細化せしめ、従つて兩者の背離を益々大ならしめる方向に機能するのではなからうか。この兩者が同一民族内部における分化である場合よりも、異民族間に民族的に分化する場合に、所謂「複合社會」或いは「複合經濟」現象を示すと考えられよう。

インドネシアに於ける土地問題

右の兩者間の發展のテンポ或いはラツグの存在という點は尙詳細な實證的分析を必要とする暫定的假設とでも言うべきものであるが、一應の概念を圖式的に提示しておく。

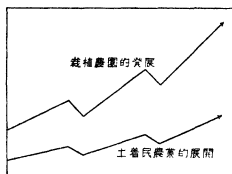
下圖に示すような發展は農園或いは土着民農家當り生産高の側面から實證的に把えて検討すると同時に「福祉」——その指標を何に採るかは問題であるが——の面から分析する必要がある。土着民農業經濟的展開の過程は、人口増加が耕地増加を凌駕することによつて、ジャワの如き場合は福祉低下傾向を示すことも考え得る。

註27 一八七〇年に始まる在來の土着民土地權の保護強化政策及び土着民社會諸制度の尊重、維持政策を指す、勿論これらが土着民の利益の尊重と同時に、栽植農園のスムーズな發展のためにも必要であつたという二重の性質を忘れてはならない。土地政策或いは勞働政策が土着民舊慣尊重保護的であつたことは、ジャワにおける村落共同體的諸制度の強固な殘存を可能ならしめたのみでなく維持的にさえ作用した、と考えられる。このことは英領印度における十八世紀末の土地政策（“permanent Settlement”）と比較して考えると、意義深い問題である。

註28 ここに「村落共同體的な「デツサ」と言う場合、「封鎖的自給自足的な現物經濟」を典型的に連想してはならない。二十世紀初頭のデフエンタルの調査に依れば土着民家族の収入は八〇ギルダー、その内三九ギルダーが現金収入、殘餘が現物収入であつたと推定している。家族當り課税額は十六ギルダー、内九ギルダーが現金、六ギルダーは生産物又は勞働である。

(Furnivall *ibid.*, p. 234.)

29 ハングレーフ著、岩隈博譯『インドネシア經濟史概説』二〇七頁。『生産技術の改良（灌漑施設の改善、新設を指す——筆者註）があつたに拘らず、何故に住民の福祉は……めづまれないのか。その解答は……収益の増加分は人口の増加によつてそれだけ吸収され盡すからである、と。だから一、二の福祉方策の評價に當つて人々は「何がそれによつて實現されたか」を問題にしなければならぬのみならず、「與えられた人口増加に當面して、これらの手段が採られなかつたとするならばジャワは一體どんな狀態を呈するであらうか」ということに注意を拂ねばならない」という説明は、植民本國の立場からのそれとして一應首肯し得るとしても、尙本文に述べた如き展開方向を採らざるを得なくされたことによつて「實現された」結果が土



着民經濟の其後の展開を壓倒的に規定している事實を考えると、やはり「何が……實現されたか」を問題とすべきである。

註30 生活水準、人口数、とこのことを一應容認するならば。

註31 グレッツァー著・救仁郷纂譯『蘭印の農業經濟』一八三—四頁、及び W. A. von der Meulen: *ibid.* (奥田盛)『東印度農業經濟研究』昭和十八年、二三—二五〇頁。

註32 灌漑施設の改善は水田の擴張のみでなく、又單位面積當收量の増加、土地利用の集約化をもたらしたことは勿論であるが、ジャワ全體として見るときこれらは部分的現象にすぎない。

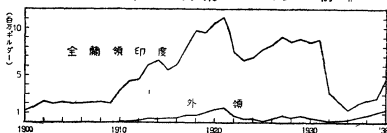
註33 「一九〇五年には植民地物産の價格は全般的に騰貴した。この復興は特に國內の經濟上層部（ヨーロッパ人栽植農園—筆者註）に顯著であつたが、土着民もまた經濟界の景氣から儉ましい分け前を獲得した。」（季節的労働、土地賃貸に對する報酬を主とする—筆者註）（ホンダールフ前掲書、二二五頁）。このような關係において、土着民經濟の展開はヨーロッパ人企業に依存せざるを得ず、又それを介して世界經濟の波動と共に浮沈する。然し、好、不況に拘らず常に所謂「Lions' Share」を持たれることによつて、又土着民社會經濟機構そのものに内在する原因によつて、土着民經濟の發展は「靜態的」ならざるを得ない。更に、今世紀初以來の所謂「倫理政策」下に對土着民福祉政策が實施されざるを得なくなつたとき、その財源として貧困なる土着民からの地租、人頭税、賦役に代つてヨーロッパ人企業の據稅力が重要な役割を持つに至つたこと、資本と稱すべき殆んど何物も持たない土着民の經濟的發展は、財政負擔による展開可能性の創造が非常な重要性を持つことを考える必要がある。

註34 W. A. von der Meulen *ibid.* に「ジャバ灌漑事業に投ぜられた政府支出額を下に圖示しよ。」

註35 P. van der Elst: *De Crisis in de Padi-cultuur op Java, in Koloniale Studien*, 1924, p. 165—188.

註36 Statistisch Zakboekje voor Nederlandsch-Indië 1940, Tabel 52,53

インドネシアに於ける土地問題



灌漑事業に投ぜられた政府支出額の推移

註 36 Virginia Thompson: Labor Problem in South-east Asia, London, 1947, p. 118.

註 37 Karl J. Pelzer: Pioneer Settlement in the Asiatic Tropics, I. P. R. 1945, p. 162.

註 38 その他に、地租軽減、入頭税廢止、最低借地料及び最低賃銀規定、協同組合法などが上げられるが、ジャワの如く人口の殆んど全部が農業に關係している場合、對土着民政策、更には植民政策全體が農業政策であるとも言い得る。

註 39 ジャワにおける土着民金融機關の一口當平均貸付高の推移をA表に示した。(カンクレーツ・前掲書、二三〇—一頁及び Statistische Zakboekje voor Ned.-Indië 1940, Tabel. 169, 171, 172.)
いかに小額貸付が行われ、而も停滯的に推移しているかを知り得よう。銀行數及び利用者數はB表の如くである。(奥田廣氏「東印度農業經濟研究」二二二頁)

註 40 外領の土着民農產物輸出割合は次表の如くである。前註 15 と比較。

年次	金額 (百萬元)	%
1892	10	31.7
1902	24	51.3
1913	55	42.3
1925	429	58.8
1929	291	58.8
1930	189	49.1

(A) 一口當貸付高の推移

	庶民銀行	村落銀行	米穀銀行	官營質屋
	ギルダ	ギルダ	—	ギルダ
1915年	49.00	12.00	—	—
1926年	69.00	36.00	Δ 1.31	3.33
1930年	77.00	36.00	Δ 0.91	3.52
1933年	47.00	17.00	Δ 0.95	2.59
1935年	61.00	16.00	Δ 0.89	2.09
1939年	46.00	19.70	Δ 0.97	1.72

× 1917 年 Δ 1926 年はピクル(=約 62kg)

その他の年は 100kg. 單位

(1.31 ピクル = 0.812 となる)

(B) 銀行數及び利用者數

	庶民銀行	村落銀行	米穀銀行	官營質屋
	万	万	万	万
利用者數	60~100	300~400	400~600	1,000~2,000
銀行數	—	6,752	5,561	376

註 41 最低借地料に關する詳細は J. W. Meijer Ranneft: De Minimum-gronduurordonnantie, in Koloniale Studien, 1919. 參照。

註42 栽植農園の土着民經濟に對する影響の評價は區々であつて尙詳細に論じなければならないが、ここでは立入る餘裕がなく。この問題を取扱つたものに次の如き論文がある。

G. Gonggryp : Over de Invloed van het Westerse Grootbedrijf op de Inheemse Samenleving in Ned.-Indië, 1930.

J. J. Tichelaar : De Javasche Industrie en hare beteekenis voor Land en Volk, 1923,

Philip Levert : Inheemse Arbeid in de Javasche Industrie, 1934.

註42 この點については今後の問題として考えて見た。尙前註26參照。

三 土地所有關係の展開過程

十九世紀中葉以降の土着民土地所有關係の展開を根本的に規定した要因として、二つを挙げ得ると考える。一つは「オランダ的平和」による人口の急激な増加、それに對する土着民經濟の適應過程の特質、他は土地政策特に土着民地の非土着民への「讓渡禁止規定」である。⁽¹⁾

「讓渡禁止規定」は一方では、村落共同體諸制度の下に所謂「欲望充足經濟」を營んでいたジャワの小所有農民に對して、その經濟の基盤たる土地の利用處理を彼らの手中に委ね、他方では土地に對する外來資本主義の直接的關與を遮斷した。⁽²⁾これによつて土地をめぐる經濟的諸關係は殆んど全て非資本主義的土着民社會の内部に局限される結果となり、同時に、社會經濟體制の基底をなす土地への資本主義の直接的關與の遮斷ということとは又、土着民社會經濟體制の維持存続を可能ならしめるものであつた。その結果は、まさに「かかる立法なかりしとせば曖昧な農村人口の

第3表 土着耕地の土地権別面積の推移(侯地を除く)

年 次	個人占有*		共 同		占 有		職 田		計	
			固定分割制**		定 期 的 ** 地 割 制 *					
	1000ha	%	1000ha	%	1000ha	%	1000ha	%	1000ha	%
1882年	1,007	38.0	631	24.0	650	24.8	340	13.2	2,628	100
1907年	2,052	59.1	774	22.2	455	13.0	205	5.7	3,486	100
1932年	5,459	82.0	597	9.0	297	4.4	242	3.6	6,651	100

* 1932年の分類では「一定範囲外の者にも賣却し得る固定占有地」

** 同じく「全く賣却を許されないか或は一定範囲内でのみ賣却し得る固定占有地」

*** 同じく「定期的に割替を行う非固定的占有地」

[J. W. de Stoppelaar : ibid 及び Indisch Verslag 1935 に依る]

インドネシアに於ける土地問題

(3) 九〇

莫大な部分が急激に解體され得たであろう」のに反して、ジャワにおいてははこの解體過程は著しく抑制されざるを得なかつたといふことであろう。かかる意味で「譲渡禁止規定」が土地所有、小作關係の展開に對しては勿論、土地をめぐる社會經濟諸關係全般に對して持つ意義は頗る重大であることを銘記せねばならない。(4)

このような關係を念頭において、以下に土地をめぐる社會經濟的諸關係の展開過程を概括的に見て行こう。

先ず土地に關する土着民的權利の近代的土地私有權への移行過程について。この過程は端的には土着民耕地面積の土地権別の推移を示す統計によつて大勢を知り得る。

第3表に見る「個人占有」耕地の増加並びに比率を以つて土着民の村落共同體的土地權から近代的土地私有權へ發展指標と考へ得る。共同體的制約——割替、賣却禁止等——の最も強いのは「共同占有」中の「定期的地割制」耕地である。十九世紀中頃の事實を示す數字をえられないがここに見られる推移について若干の特徴を指摘しよう。「個人占有」耕地の増加は極めて顯著であるがこれは一八八二年より一九〇七年間は新たに開墾された耕地に原因するであ

ろうことが推察される。何となれば、共同占有制耕地には殆んど増減がないことを知り得るから。この期間における共同占有制の後退は村落共同體的土地權の解體は、この表に見られるところでは、「定期的地割制」から「固定分割制」への轉化は見られたが共同占有耕地の個人占有への轉化は未だ現われていない。

一九〇二年より一九三二年間における特徴は、個人占有耕地のより著しい増加と共に、共同占有耕地の個人占有への轉化による絶對的減少傾向である。

二つの期間を通じて個人占有の増大即ち近代的土地私有權確立への傾向は顯著に見られるが、後期において展開の速度はより速く、村落共同體的土地權の解體傾向も後期において決定的である。この二つの時期の展開の特質は、前節に述べた二つの時期（一九〇〇年頃を境とする前後期を大別して）のそれに略々相應していると考へよう。

表に見る如く一九三二年には「個人占有」耕地は全體の八二%を占めるに至つたことから、早計に判斷すれば土著民土地權の近代的私有權化過程は略々完了に近いとすらも言えるであろうが、實は今尙、土著民土地權に關してはインドネシアの古代的慣習或いは慣習法がまといつており、しかもそれは生産力の高い水田に關してより多く且つ強いということを忘れてはならない。更に共同占有制及び村落處分權が尙強固に存続しているのは、中東部ジャワ殊にスラバヤの甘蔗農園地帶の、生産力高き水田に集中的に見られる事實も注意すべきである。

次に土地所有に基ずく土著民社會の階層分化について見よう。

前節に述べた土著民經濟の急速な人口増加に對する適應は發展過程からも既に推察し得たであろうが、そのような土著民農業生産の量的・外延的擴張という發展過程においては人口の急激な増加に充分には適應し得ず、必然的に土地所有或いは經營の細小化、土地所有なき農業労働者階級の發生、小作關係の成長、地主階級の發生、農民負債、農

第4表 農民の土地所有別階層及びその割合

面積別	A		B	
	農民數	割合	占有者數	割合
1/4 バウまで	77,191	11.8	348,185	14.9
1/2 "	110,307	16.9	394,191	16.9
3/4 "	128,281	19.7	336,855	14.5
1 "	198,433	30.4	563,579	24.2
2 "	123,336	18.9	432,686	18.6
4 "	13,365	2.04	167,797	7.2
6 "	1,227	0.18	52,622	2.3
9 "	252	0.04	19,684	0.8
12 "	48	0.01	8,056	0.7
15 "	29		3,551	
20 "	10		2,150	
25 "	2		938	
30 "	—		495	
35 "	3		555	
35 バウ以上	—		146	
計	652,484	100	2,331,490	100

A：定期的割替耕耕地の割替を受ける農民數

B：固定分割制及び個人占有制耕地の占有者數

業所得低下、貧窮化、榮養失調、食料不足等々、要するに過剰人口状態を惹起せざるを得なかつた。

このような實態が如何にあるかを、次に土地所有の分化、小作關係及び農業労働者階級の發生について見よう。

土地所有の階層別分化に關して知るべき資料はジャワ全體としては一九〇五年「土着民福祉減退に關する調査」あるのみ。これによれば、⁽⁶⁾定期的地割制耕地の場合には農民の四八%が水田一バウ未満（4表のAの1/4バウまでの農民）の、又固定分割制及び個人占有耕地では占有者の七〇%が水田畑併せて二バウ未満（4表Bの1/4バウまでの農民）の、占有者である。⁽⁷⁾更に又定期的地割制では農民の五一%が水田一—四バウ、固定分割制及び個人占有の場合には占有者の

二八%が水田畑併せて二—六バウの小土地占有者である。従つて零細土地占有經營は土地占有農民の三分の二を占めていることを知り得る。然しその反面に、僅かながら大土地占有の發生していることは注意すべきであろう。更に同じ調査によれば、土着民職業人口中に占める農民の比率は七一%（一九三〇年は七〇%と推定される）その内容は左に見る如くであつた。⁽⁸⁾

即ち土地を所有しない農民の全農民中の比率は四五%に達していること、しかも彼らが小

耕地占有者にして 役畜所有者	1,291,593 (21.5%)
耕地占有者にして 役畜なき者	2,020,527 (33.7%)
耕地占有者にして 耕作はなす者	282,099 (4.7%)
耕地占有者にして 賃借農業者 土着農業者	2,166,197 (36.1%) (内女=950,989)
栽植農園労働者	244,170 (4.0%)
合 計	6,004,586 (100.00)

作或いは栽植農園労働者としては寧ろ少なく——農園労働は工業國における工場労働に比すべきものである——、歴倒的に土着民農業労働者として存在していることは注目すべき現象である。

これは先に述べた小零細所有經營の支配的であることと考え合わせるならば略々次の如く見られよう。「欲望充足」原則に立つ土着民小農經濟に依る發展のテンポは、急激に増加する人口に對しては充分な適應を成し得ず漸次に相對的耕地不足を招き、土地所有及び割地 (canded, hufe) の細小化を結果すると共に、他方には又土地所有なき農業労働者層を析出せしめざるを得なかつた。然しかかる労働者層は自らの村落外に生計手段を求め得る機會は尙限られており、且つ村落の傳統的結合紐帶が強く、村民相互扶養的制度を存続している自らの村落内において、より大なる生計の機會を見出し得た。そのために土地所有なき農民も自らの村落及び土着民農業からの完全な分離を欲せず、その結果は更に土着民農業人口を増加せしめ、益々耕地との相對關係は惡化せざるを得ないこととなる。かくして土着民農業のみによる生計維持は益々困難となり、遊休勞働力の存在は、何に限らず、收入さえ得られれば多方面に向けられることとなる。ここで婦女子の労働者の多いこともそれによつて説明され得よう。——かくて、この「調査」に述べられている次の言葉はまさに、二十世紀初頭におけるジャワ土着民の經濟的品格を端的に表現したものと云えよう。

「ジャワ人は全てのものであり得る。然しいかなる場合にも常に農民である。」⁽¹⁰⁾

土地所有の分化に示されたこのような、いわば惡循環的諸現象と對蹠的に大土地所有の存在が僅かながら見られるが、これら兩極の展開はこの「調査」以後いかなる方向を辿つたであらうか。

先ず大土地所有の發展について。前表においてその後の展開と比較し得るのは二五バウ以上の大土地所有者數であるから、これを探つて見ると一九〇五年には一、二〇九人、一九二五年の推定は三、三八七人で略々三倍に増加したことがわかる。⁽¹⁾しかし増加の著しいのはブレアンゲル、ブスキ、等二、三の地方に限られている。ブーケによれば大土地所有はブレアンゲルの一部（チャンチュール高原）、マランの高原地帯、マランのパスルアン、プロボリンゴ、およびクラクサンの諸地方においては幾分重要性を持つに至つたが、ジャワ全體としてはその意義は大して期待し得ないと言われる。大土地所有の發生は——土地所有そのものが土着民社會内部に限局されることは既に述べた——、土地購入によつて行われるが、その解體は賣却以外に贈與、遺産相續（均分）によつても行われる。然るに土地賣買は非常に少なく贈與が支配的である（賣買、遺産相續の合計件數よりも贈與件數が大）ことから考えても、土地所有の集積傾向よりは細分化が速やかに進むことが一般的に考へ得る。更に大土地所有形成の阻止的要因として、「讓渡禁止規定」によつて土地賣買、質入その他移讓行爲が、資本形成の殆んど見られない土着民社會内にのみ行われること、慣習或いは慣習法による賣買制限をあげ得る。大土地所有が大經營に指向している例はジャワではブレアンゲルの土着民茶園のみと言われ、その他は全て分益小作又は栽植農園への賃貸に附されている（こゝでも又大土地所有は各所に散在する小片によつて形成されている。印度の所謂“Fragmentation”）

小零細土地所有が支配的であり且つ耕地なき農民層の相當に成長しているジャワにおいて、大土地所有は高利率を容易に實現し得る分益小作に附されることは寧ろ當然のことであり、所有者は寄生地主化することが容易であり、當

第5表 ジャワ・マヅラにおける地租納税義務者数及占有耕地面積

年次	地租納税義務者 (土地占有者)	地租賦課 耕地筆数	地租賦課耕地面積 (ヘクタール)			一人平均 占有面積 (ヘクタール)
			水田	畑	合計	
1925年	5,937,380 ⁽¹⁴⁾	—	2,745,537	3,600,069	6,345,606	1.07
1930年	7,319,238	19,697,538	3,052,656	4,200,813	7,253,469	0.99
1935年	8,239,612	22,082,800	3,108,220	4,353,114	7,461,334	0.91
1940年	9,095,476	23,727,395	3,160,867	4,478,980	7,639,847	0.84

然に又、所有者は都市に住むという現象を呈する。有利な投資対象として土地をえらぶことは土着民資本家殊に退職官吏の好むところとなり、三〇年代の不況期を通じて擡頭して来たとも言われるが、⁽¹³⁾その實態は知り難い。

大土地所有がこのような微々たる發展しか示していない反面に、小零細土地所有の經營の支配的であることは既に今世紀初にも歴然たる事實であつた。その後における小零細土地所有の經營の展開はいかに行われているか。ジャワ、マヅラ全體について所有階層別の動向を知る資料は存在しないが、地方的な實態調査から一應の推察だけは許されよう。

第5表はジャワ、マヅラにおける地租納税義務者とその所有耕地面積を示すものであるが、これによつて知り得ることは、耕地所有者の一人當り平均所有規模の細分化傾向である。

ジャワ全般については土地所有の細分化は不斷に進行し、土地所有者数の増加率は人口のそれをはるかに凌駕したとさえいわれる。⁽¹⁵⁾大勢としての土地所有の經營の細小化傾向は否定すべからざる事實として認められてよいであろう。

それでは土地所有者の何れの階層に具體的に細分化が進行したのであるか。この點については地方的な實態調査結果による以外現在のところ接近の方法はない。従つて例示的に觸れ得る程度に止まらざるを得ない。

ケドウ州の調査結果⁽¹⁶⁾においては、大土地所有（但し六バウ内外にすぎない）の微弱な展開又は減少に對して、二バウ以下殊に一バウ未満の所有層の維持又は増加傾向が明らかに見られた。更に小零細所有の支配的なことに伴つて小面積の土地賣買、賃貸現象、及び土着民農業以外の副業の増加が著しかつた（一九〇八—一九二二年間）。マラン州における調査結果⁽¹⁷⁾も又一バウ以下の所有層の増加を示している（一九一四—一九二四年間）。スマラン及びレンバンにおける一九二九年の三つの實態調査⁽¹⁸⁾の示すところも又、一バウ以下の零細所有層が支配的且つ増加傾向にあること、その上に尙土地所有なき農民層の増加という事實である。

一九二五年の土着民擔稅力調査によつても又、貧農の増加が推察されると同時に土地所有なき農業労働者、自由労働者及び栽植農園労働者の著しい増加が見られる（労働者中栽植農園労働の増加は絕對的にも相對的にも著しかつた）。土地所有なき小作人は一九〇五年には四・七％にすぎなかつたが、一九二四年頃においても殆んど變りがなかつたと思われる。（但し、零細所有地を現金前拂で小作に附すること——土地所有者の窮迫に原因する——は、相當廣汎に行われているようである）⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

以上で極めて概略ではあるが、今世紀初頭から一九三〇年代に至る間の土着民土地所有關係の展開方向を知り得たであろう。要するに、ジャワ土着民經濟の全部を占めると言つても差支えないであろうところの土着民農業においてその生産の基盤にある土地所有（Ⅱ經營）關係の展開過程は次のように特質づけることが出來よう。

土地に關する土着民の私的所有權は今世紀初頭以後に急速に伸長し、三〇年頃までに支配的になつたが、尙共同體的制約が多少とも存續し完全な私的利用處分の自由は認められていない。土地所有（Ⅱ經營）は元來食糧自給目的の

小所有であつたが、急速な人口増加と歩調を合わせ得ずして漸次細小化傾向を辿り今世紀初において既に生計維持にも足らない零細所有が支配的となり、その後も依然として細小化傾向は繼續している。その反面に土地所有の集積現象が多少見られたが、傾向的には維持或いは減少する方向にある。大所有が栽植農園の大經營を成長せしめることはない。従つて土地所有の分化に支配的な傾向は細分化の方向である。

小或いは零細所有（Ⅱ經營）のより一層の細分化過程は、商品作物栽培による集約化、副業機會の涉獵、を必然的に伴つたのみでなく、更に土地所有なき莫大な數に上る農業労働者・苦力の析出現象を呈した。

小或いは零細經營の圧倒的多數にも拘らず莫大な農業労働者・苦力の存在は労働者・苦力自身の半失業狀態を暗示すると同時に土着民農業の發展阻止的要因となり、他面村落共同體的扶養制度の維持要因となる。⁽²¹⁾

かかる小或は零細所有（Ⅱ經營）の支配的な現狀は、農民一家族（四—五人）當り平均經營面積水田〇・五六ヘクタール、畑〇・七五ヘクタール、合計一・三一ヘクタールという數字によつても端的に知り得よう。⁽²²⁾

このような土地所有關係の展開を根本的に方向づけた要因は言うまでもなく、「讓渡禁止規定」に典型的に見られるオランダの保護Ⅱ保守的土地政策であろう。更には前節に述べた如く非資本主義的土着民社會經濟體制の單なる外延的・量的展開に終始した人口増加適應過程にもう一つの要因を求め得るであろう。かくしてもたらされたものは、小零細土地所有Ⅱ經營の支配とその不斷の進行による土着民の社會經濟體制の維持存続、膨大な農業労働者層の析出によるこの體制の頗る緩慢な解體であつた。

このような展開過程が土着民農業の發展に對して持つ作用はここに詳細に述べるまでもなく要するに舊態維持停滯的である。土着民農業の停滯が又、逆に土着民社會經濟體制に舊態維持的に作用すること勿論である。かくて土着民

經濟的發展は、それ自體の内部的發展要因——人口増加——に委ねられた限り、在來的土着民農業を中心とする欲望充足經濟的機構の單なる外延的展開を可能なる限り繼續するにすぎず、そこには生産の量的増加は見られたが生産組織を變える質的な變化を伴うことは稀であつた。かかる外延的發展の限界に達し、頗る緩慢ではあるが土着民的社會經濟體制の解體が行われつつあることは、膨大な農業勞働者層の増加傾向にその一端をうかがうことが出來よう。

然しこのような展開過程によつてもたらされた土地と人口との相對關係は、土着民農業の在來的經營或いは集約化によつて達し得る限度のさして高くないことを推察させるであらう。従つて土着民農業の生産水準向上を中心とする土着民經濟的發展は、何らかの土地改革又は過剩人口對策（移民・工業化）を強力に伴わない限り、大なる可能性を持たないであらう。

過剩人口の問題は既に一九〇五年の、「土着民福祉減退に關する調査」以來斷えず論議されたにも拘わらず、植民地政府の採り上げた對策は灌漑、移民、の二政策のみと言つてもよい。工業化政策は僅かに一九三〇年代に入つて漸く輕工業振興に着手したにすぎない。土地改革に至つては保守政策に終始したこと勿論である。

かかる政策の採り上げられた順序乃至性格は何れも經濟的には土着民的社會經濟體制の維持存続に利する如き性格を持ち、それらが順次與えられたと見ることも出來よう。就中工業化政策が最後の、而も土着民農業そのものによる解決可能性の限界が見えた三〇年代において漸く採り上げられた事實は、このことを如實に示すであらう。即ち工業化政策は本國工業にとつて不利であるのみでなく、植民地の栽植農園企業にとつても又利益か否かは疑問であつた。半失業狀態を餘儀なくされている土着民農業勞働者の、農業からの分離による土着民農業の負擔輕減は、少なくとも土着民農業にとつて直接的利益となり、農業生産力水準の上昇可能性を拓くであらう。然し、企業にとつてはそ

れは直接的には勞賃水準の上昇を意味し、土着民農業生産力水準の上昇は借地料の上昇を惹き起す。ここに工業化政策の企業と土着民農業とに對して持つ經濟的作用の相反があり、従つて、工業化政策の當然採り上げらるべくして採り上げられない理由がある。灌漑事業の如きはまさに兩者に利益が共通であつた。移民もまた外領の企業にとつては缺くべからざる勞働力であつた。ここに土着民的社會經濟體制の維持存続に自らの利益を見出す栽植農園、及びそれに財源を見出す植民地政府の態度或いは政策を裏付ける經濟的要因があろう。

かかる基底に立つ所謂「福祉政策」或いは「保護政策」を外圍として、自身の發展のテンポと方向を歩まされたところに土着民的社會經濟體制の所謂「停滯」的展開が見られ、他方これと並行して、その直接的な、「擄取」は一應措くとしても、尙土着民經濟の生産力水準の低位に據つて「消費者餘剩」及び「生産者餘剩」を獲得して急速なテンポの發展を続ける栽植農園企業が見られた。⁽²³⁾その過程において形成された植民地社會經濟の特質が、所謂「二重經濟」或いは「複合經濟」と名づけられるものであろう。

元來、政策に方向づけられながら、これら二つの經濟社會の發展のテンポと方向には現在では相當大きな開きを生じ益々それは大きくなる可能性があるように考えられる。従つて兩者の開きを狹める如き政策のとられない限りは、單なる「平等の立場」のみが與えられても發展テンポの差違は如何ともしがたい。單なる「法的平等」は英領印度の十八世紀末以來の事態の繰返しにすぎない。

インドネシア共和國の土地政策は詳細に知ることを得ない。一九四八年共和國政府によつて大土地所有を農民家族經營に分與する計畫を發表したが、その後いかになつたか詳にし得ない。⁽²⁴⁾日本占領下に、アラビヤ人金貸業者による

大土地所有の増加を見たらしいが、大した成長を見なかつたこと、又零細所有の支配、農業労働者の莫大な農村滞留現象に對して、このような政策の持つ意味は小さいであろう。むしろ土地政策としては栽植農園の永借權期限の更新に問題があるようである。これは單なる期限更新が問題ではなく、その基底にある問題は、インドネシアにおける栽植農園の持つ經濟財政上の意義と土着民の民族主義的感情を秤量することであるが、更に立入れば、土着民は栽植農園なしに輸出作物生産と貿易を遂行し得るか否かという問題、技術的に可能としても生産復興經濟建設のために最も必要な資本（外資）の調達が不可能であろうという問題に結びつかざるを得ない。しかし栽植農園の存続に對しては何らかの制限が附されるか、土着民經濟に對してより強力な保護育成政策のとられない限り、「複合經濟」のより一層の展開をさけ難いであろう。政府はこの土地政策については決定的解決を與えず、問題を約七年先に見送つたようである。

栽植農園と土着民的輸出作物栽培の長短についての論議、或いは栽植制生産と土着民生産の漸次的融合過程の進行可能性——換言すれば「複合經濟の解消」——についての検討は、單に經濟的分析のみを以てする立場——グループズはその代表的なものである⁽²⁵⁾——からは解決され得ないようである。

ジャワにおける土地問題の解決方向は、その特質からして過剰人口問題の解決を重心として、むしろ人口稀薄な外領への移民政策とジャワの工業政策の強力な展開に向けられているように見受ける。「土地改革」には手をつけないで、むしろ「遠心的」に土地・農業問題の解決を意圖しているかに考えられる。——勿論、灌漑事業、技術向上對策等による「集約化」のための「求心的」政策も採られているが、それ以上に「遠心的」政策特に工業化政策に指向しているようである。⁽²⁶⁾

四　む　す　び

十九世紀中葉以降のインドネシア特にジャワにおける土地問題の展開過程を、本稿においては、急激に増加する人口に對する土着民の在來的農業の外延的・量的擴大による適應的展開過程に隨伴して生起したという見地に立つて検討を進めた。このような見方によると、いかなる土地問題の特質が見出されたか。ここに一應それらをまとめておこう。

十九世紀中葉以降、オランダの對土着民政政策特に土地政策は土着民保護的保守的性格を強く示すものであつたが、就中「讓渡禁止規定」によつて、土地をめぐる社會經濟的諸關係は殆んど土着民社會内部にその展開を委ねられることとなつた。このことは當時なお、「欲望充足」的社會經濟體制下にあつた土着民農業の發展を、それ自體の内部的動因に基ずく自らの速度と方向とを以つて展開せしめることとなつた。土着民社會內的發展の動因は人口の増加であり、發展の方向は在來的農業の可能なる限り——未耕地の開拓可能なる限り——その外延的・量的展開の繼續である。

十九世紀中葉以降オランダの土着民農業振興政策とは、「自由主義」政策時代の影響下においては放置無干渉的態度であり、二十世紀以降の「福祉・倫理政策」もまた、「集約化」乃至機構變革の方向に大なる效果を持ち得る程には展開されなかつた。

自然的條件としてはジャワは所謂「肥沃」且つ廣大な未耕地をようしていた。

これらの諸條件の下において土着民農業に土着民社會經濟の發展は、急激なる人口増加に對して略々外延的・量的

適應過程を展開することを餘儀なくされた。このような發展過程においては農業生産の量的増大・外延的擴張は顯著に見られても、土著民社會經濟體制そのものは舊態を依然として存続し、所謂「停滯」的外貌を帯びざるを得なかつた。然しかかる發展過程の可能性は先ず未耕地の相對的絶對的・稀少という限界に制約されざるを得ないが、ジャワにおいては一八八五年頃に先ず土著民在來の技術を以つて可能な未耕地開拓の相對的限界に達し、更に一九三〇年頃には未耕地の絶對的稀少の限界にまで達しようとしていた。

このような土著民農業の外延的・量的發展に適應過程において、土地問題的特質的現象は土地所有（ $\parallel$ 經營）の零星細規模の支配であり、人口増加率との相對關係による漸次的零星細化傾向の不斷の進行であつた。更にそれと同時に土地所有なき膨大な農業労働者層の析出現象であつた。土地所有の零星細化の不斷の進行は土著民農業の在來的經營による生計維持を困難にし、或いは商品作物栽培に、或いは副業機會の涉獵に向わせ、尙且つ窮乏化におとし入れた。

これは農業労働者層の析出現象と共に當然に土著民在來の社會經濟體制の維持存続を脅かすものであり、解體を進行せしめたであらうけれども、「讓渡禁止規定」によつて土地がこの貧窮なる土著民社會内においてのみ處理可能であることと慣習法的諸制約の尙強固な存続とによつて、農民の農業からの完全な分離は著しく抑制され、生活水準の低下によつて過剰人口を土著民社會——村落の内部に扶養的に滞留せしめざるを得なかつた。かかる事態の下に土地所有は益々細小化し、そこに農業經營の集約化を導入するとしても、農民經濟改善の可能性は極めて小であるにすぎない。このような時期が又未耕地の絶對的限界に近づいた一九三〇年代であつたと見られる。

かかる状態にあつたジャワの土地問題の解決は、當然に土著民農業の内部において——集約化、土地再分配、土地改良、等々による——可能な限界は、略々推察に難くないであらう。そこにジャワ農村の過剰人口對策として共和

國政府によつても外領への「移住」、ジャワの「工業化」政策の強力に進められようとしている所以がある。ここでは、所謂「土地改革」が直接的に採り上げらるべき時期は一八七〇年「土地法」の制定された時にあつたと言ふべきであつて、現在において土地改革＝農業改革は、農業政策の限界内では大なる意味を持ち得ない。まさに國民經濟構造を改革すべき綜合的經濟政策を以つてのみ効果的であり得る。「遠心的」農業政策でなければならぬ所以である。(本稿の行論もまた、土地問題の「遠心的」考察に止まらざるを得なかつたことを遺憾とする。)(一九五〇・一〇)

六。(研究員)

註1 一八七五年蘭印法令公報第一七九號 (Staatsblad No. 179, 1875.) に依つて規定された。詳細は、東亞研究所譯『爪哇及びマドゥラに於ける土地及びその關係事項』昭和十六年、二七—三二頁 (J. H. Heslinga: De Grond en wat daarmee samenhangt op Java en Madoera met uitzondering der Vorstenlanden, Batavia, 1934)

註2 一八七〇年以來「非土着民に對する土地賃貸に關する規定」が定められ、土着民保護のために種々の制限をおつた。「規定」は一八九五年、一九〇一年に改正され、最終的には一九一八年の「借地條例」(Grondhuurordonantie van 1918, (Staatsblad 86) の決定を見た。(詳細は東亞研究所譯、前掲書、五八—六六頁參照)

註3 J. van Gelderen: Voorlezingen over tropisch-koloniale staathuishoudkunde, 1927. (岩隈博譯『インドネシア經濟の理論的分析』昭和十七年、四二頁)

註4 かゝる「保護的」且つ「保守的」色彩は又、オランダの對土着民政策に共通な特色である。

註5 ジャワ・マツラの土着民土地權調査は一八六七—六九年に實施され、所謂「提要」(W. B. Bergsma: Eindresumé) 三卷にまとめられ、又慣習法學者によつて其後も大きな貢獻がなされているが、ここには土着民土地權の詳細に立入る意圖をもたない。この點に關しては、岩隈博氏「ジャワ近世の土地問題」滿鐵調査月報、昭和十九年二月號、九九—一四六頁參照)

註6 "Onderzoek naar de mindere welvaart der inlandsche bevolking op Java en madoera" Va (Landbouw) p. 264—265.

註7 ジャワ土着民農業によつて一家族(六—七人)の生計を維持し、家族勞働力を略々農業經營内部で使用し得るためには水インドネシアに於ける土地問題

p. 85.

註3 J. H. Boeke : The Structure of Netherlands Indian Economy, I. P. R. 1942, p. 42.

註4 Indisch Verslag 1941

註5 J. H. Boeke : Inleiding, Hoofdstuk X. 2444村土地所有者数の増加率は1910年間に39%、人口のそれは1926年間に24%である。

註6 C. L. van Doorn : Schets van de economische ontwikkeling der afdeeling Poerworedjo (residentie kedoe) 1926,

註7 "Verslag van den economischen toestand der Inlandsche bevolking 1924," (Rapport van Ginkel), 1926, II, p. 136.

註8 D. H. Burger : "De desa Ngablak, Regentschap Pati in 1868 en 1929," in "Koloniale Studien," Vol. 17, 1933, p. 226-240.

D. H. Burger : "Rapport over de desa Pekalongan in 1868 en 1926," Economische Beschryvingen I, Weltevreden, 1929.

D. H. Burger : "Vergelijking van den economischen toestand der Districten Tajoe en Djakenan (Regentschap Pati, Afdeling Rembang)," Economische Beschryvingen IV. 1930.

註9 J. W. Meyer Rennett en W. Huender : "Onderzoek" に於てジャワ社會の階層分化を示す一資料として次表を示そう。前掲第四表の1905年調査における農民の土地所有別階層表及び農業労働者割合と比較するとき——比較の基準を修正考慮して——本文に述べた點を考え得るのである。(百人中に占める割合を示す)

	農村地帯	小都會	大都會 ⁽¹⁾
1. 政 府 役 人	人 0.9	人 9.5	人 11.0
2. 村 長 及 び 村 役 人	2.7	1.7	0.7
3. 宗教關係の役人教師	0.4	0.5	0.7
4. 常傭労働者（歐人栽植企業工場又は歐人支那人の私人に傭われている者）	2.4	19.8	21.6
5. 水田又は畑占有ある裕福なる土着民(Kaja)	2.5	0.2	0.1
6. 水田又は畑占有者にして中位の収入ある土着民(sedeng)	19.8	3.3	3.6
7. 水田又は畑占有者にして貧乏なる土着民(miskin, melarat)	27.1	6.4	2.1
8. 土地占有無き分益小作人	3.4	0.5	0.6
9. 土着民農業のみに働く農業労働者 ⁽²⁾	12.4	1.2	0.7
10. 大商人又は労働者を傭う土着民經營の所有者（ベチツク工業者、キヤツサバ工場の所有者）	0.3	0.4	0.2
11. 獨立經營者——職人(toekang)小商業者等の如き	5.9	16.1	21.6
12. 自由労働者 (losse koelies) ⁽²⁾	19.6	40.2	30.8
(計)	(97.4)	(99.8)	(93.7)

〔註〕 (1) バタビヤ、バントン、スマラン、スラバヤ、メーステル・コルネリスの五都市。

(2) 9. と 12. とは嚴密に區別し難い。

註 20 Scenario : "Onderzoek naar de praktische mogelijkheden van schuldbevrijding in het sawahgebied van het oude Regentschap Toeloengagoeng." Batavia, 1940, p. 125.

Karl J. Pelzer : Pioneer Settlement, p. 168-172, p. 258.

註 21 ジャワの小零細経営において莫大な農業労働者を収容し得る理由として、次の點を考慮すべきであらう。

a 稲作の労働時間は極めて大である。(ヨーロッパにおける野菜・ビートに要するそれよりも遙に多う。)

b ジャワ村落における三つの階層のうち、最下層の「住込者」(inwoner, kostganger ; "rajal," rangkepan) を現物支給(衣食住)で「扶養的」に労働せしめてゐる如き共同體的労働關係の存在。前註の「バヤン」制度("bayon"-system) の如きも又その例。

註 22 小零細土地所有の支配と過剰人口の問題については尙經營分析に立入つて見なければならぬが、ここに詳細に述べる餘裕をもたない。この點は、奥田誠氏「東印度農業經濟研究」(昭和一八年)に最近の資料を求め得よう。

註 23 J. van Gelderen : "Voorlezingen" Hoofdstuk II. W.

註 24 E. de Vries : "Problems of Agriculture in Indonesia" in "Pacific Affairs" 1949, June, p. 130-143.

註 25 I. C. Greaves 著、花岡正男譯「熱帶國の農業と労働」(昭和一八年) [I. C. Greaves : Modern Production among Backward Peoples]

註 26 インドネシア政府の農業政策については詳細には知り得ないが次の諸論文に據いた。

“Problems of Economic Reconstruction in the Far East, Report of the 10th Conference of the I. P. R., Stratford on Avon, England, Sept. 5-20, 1947”, Virginia Thomson : Labor problems in Southeast Asia, 1947, London, 及び “Pacific Affairs” 所收諸論文。